平成２２年（フ）第１７７４号
札幌市白石区北郷５条４丁目９番12号
債務者　武田智恵子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１７号
札幌市豊平区平岸１条２丁目11番53―301号
債務者　山内結美子（旧姓永井・桶谷）
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９２３号
札幌市手稲区新発寒２条２丁目1117番地１
サーム発寒Ｖ410号
債務者　片平　浩文
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９５６号
札幌市厚別区厚別北１条１丁目13番35号　サニータウンウエスト館202
債務者　村越　　忠
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９７５号
札幌市東区伏古14条３丁目12番４―301号
債務者　渋谷あゆみ
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９９１号
札幌市南区定山渓温泉西２丁目45番地３　ライオンズマンション札幌定山渓弐番館406号
債務者　高橋　　学
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９９９号
札幌市北区北28条西11丁目３番15号
債務者　氣屋村眞里
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０１８号
札幌市豊平区月寒東２条４丁目９番４号　第１四丁目ハイツ３号
債務者　大和田博子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０３３号
札幌市西区山の手４条９丁目３番13号　ウェリスＤ’スクエア山の手18号
債務者　老松　真理
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０６８号
札幌市白石区北郷１条３丁目４番38号　田畑ハイツ101号
債務者　古磯　知美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０７１号
札幌市白石区南郷通６丁目南３番12―403号
債務者　田代望東治
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０８３号
札幌市北区新琴似２条12丁目３番15号　パークサイドテラス201号
債務者　藤田　　登
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０９１号
札幌市手稲区曙４条３丁目15番27―203号
債務者　野田　建雄
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０９８号
札幌市西区西野３条５丁目１番16号　ロジェ西野Ｄ号
債務者　磯田理抄子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１１５号
札幌市手稲区手稲本町３条１丁目３番11号
大場ハイツ５―７号
債務者　金　　重喜
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１１６号
札幌市手稲区手稲本町３条１丁目３番11号
大場ハイツ５―７号
債務者　加藤多喜子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１５４号
札幌市北区新川６条15丁目６番４―505号
債務者　田中かほる
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部